



(地方創生移住支援事業)

移住支援金のお知らせ

Ver. 1. 0905

令和元年(2019年)9月
遠野市 産業部商工労働課

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、U・Iターンによる起業・就業者の創出を支援します。

地方創生移住支援事業の概要

東京 23 区(在住者又は通勤者)から東京圏外へ移住し、都道府県が選定した中小企業等に就職した方 又は 起業支援金の交付決定を受けた方に、岩手県と遠野市が共同で交付金を支給する事業です。

- ▶ **東京圏** : 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県(ただし条件不利地域を除く)
- ▶ **交付金** : 2人以上の世帯で転入する場合 **100万円**(単身の場合 **60万円**)

移住支援金の対象

次の①②③すべてに該当する方が移住支援金の対象になります。

①【移住元】東京 23 区の在住者又は通勤者(直近5年以上)

- 移住直前に、連続して5年以上、**東京圏**に在住し、かつ、東京 23 区に通勤※していた方。

※ 雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。

②【移住先】遠野市内

- 平成 31 年 4 月以降に遠野市への転入であること。
- 交付金の申請が転入後 3 ヶ月以上 1 年以内であること。
- 申請後 5 年以上継続して遠野市居住する意思があること。

③【就業・起業】岩手県U・Iターンシステムに移住支援金の対象として掲載する求人に就業した方 又は 岩手県から起業支援金の交付決定を受けた方

- 週 20 時間以上の無期雇用計画の求人

※ 親族が経営する事業所、官公庁、大企業、本店所在地が東京圏の法人、雇用保険適用外事業主等は、交付金の対象になりません。



地方創生起業支援金
(国のホームページ)



岩手県U・Iターンシステム